

3年間保存

福岡県立ありあけ新世高等学校

生徒心得



学籍番号

氏名

学校ビジョン

新世生よ、人生のプロデューサーたれ!

「自分にできることは何か？」と意識高く問いかけ、

若さと強い精神力で困難に立ち向かい、

「なりたい自分」をしっかりと見すえて努力し、

場をわきまえ、相手を重んじた言動で心深く通じ合い、

人生を自らの手で仲間とともに切り拓け。

我が国に脈々と流れる「誠実・勤勉・思いやりの心」を受け継ぎ、

地域に根ざして活躍することに静かな誇りを持って。

生徒行動指針

- 1 笑顔で明るく、大きな声で挨拶しよう
- 2 失敗を恐れず、自ら進んで行動しよう
- 3 自分の意見を持ち、相手に伝えることができるようになろう
- 4 自分たちの力で、企画・運営していく実行力を身につけよう
- 5 いろいろなことにチャレンジし、自分の夢や道を拓こう

目次

生徒心得 1

諸規定（制服・通学バッグ・頭髪等について） 2

（校内・校外生活、通学上の注意） 3

ありあけ新世高校 生徒心得

ありあけ新世高校は、「自律」「自彊」「飛躍」の校訓の下、生徒一人ひとりが主体的に物事を選択決定し、責任ある行動を積極的に行いながら、集団や社会の中で自己を生かす能力を培う学校です。また、学校教育や課外活動において、豊かな生活体験を行うことにより、自己理解を深め、人生観や価値観をしっかりと形成し、人間としての在り方・生き方を自覚するように努力する学校です。

この生徒心得は、本校の生徒としての在り方の基礎・基本を示したものであり、自己に誇りと責任を持ち、未来に羽ばたくことのできる人間となれるよう、規律ある行動を実践しましょう。

『校 訓』

「自律」・・・自らを律して自分のことは自分で行うこと。

「自彊」・・・自分自身を励まし、絶え間なく頑張ること。

「飛躍」・・・勢い良く活躍し、大きく外に飛び出すこと。

1 心身ともに健康で人間性豊かな生徒を目指そう

- (1) 礼儀・服装・時間厳守などの基本的習慣を身に付けよう。
- (2) 明るく元気に挨拶をかわし、正しい言葉遣いをしよう。
- (3) 友人とは、互いの人格を尊重すると共に、言動には配慮し、思いやりの心を持って接しよう。
- (4) 他の人には愛情と思いやりの心に裏付けられた、人間関係が築けるようになるろう。
- (5) 服装は、清潔で爽やかさを心がけ、本校生徒としての品位を保とう。
- (6) 心身の健康に留意し、一人で悩みを抱え込まないようにしよう。

2 自主的・自律的に行動できる生徒を目指そう

- (1) 規律と責任を重んじ、規律正しく、責任ある行動をとろう。
- (2) 自己の適切な判断基準や価値観を養い、主体的に選択、決定できる能力を身に付けよう。
- (3) 生活時間については、自覚を持ち規則正しいリズムを作ろう。また、集会や授業等の時間を厳守しよう。
- (4) 公の場においては、公共の利益を損なわないよう、マナーを守って行動しよう。また、交通安全には十分注意しよう。
- (5) 学校行事や課外活動などには自ら進んで積極的に参加し、充実した学校生活を送ろう。

3 自己理解に努め自己の個性を生かすことのできる生徒を目指そう

- (1) 自他共に個性を尊重するとともに、集団の中では協調性を発揮しよう。
- (2) 自分を否定したりしないで、自分を正しく評価するとともに自己を受容しよう。
- (3) 自分をありのままに認め、素直な気持ちを持つようにしよう。
- (4) 個性と身勝手をはき違える事なく、自分に自信と誇りを持ち行動しよう。
- (5) 個性の表現は外見だけでなく、内面から表現できるよう努めよう。

4 地域社会及び国際社会で活躍できる生徒を目指そう

- (1) 異文化体験活動等に積極的に参加しよう。
- (2) 留学やホームステイ等の機会を積極的に利用しよう。
- (3) 地域社会における諸行事や、ボランティア活動に積極的に参加しよう。
- (4) 地域の人々や自然・文化とのふれあい等をとおして、地域の形成者としての資質を養おう。
- (5) 自分の将来の社会的役割にかかわる目標を持ち、それを目指す使命感を持とう。

諸 規 定

1 制服・通学バッグ

- (1) 本校規定の制服を着用する。自己や学校に誇りを持ち、地域から信頼される着こなしをすること。
- (2) 本校では、特に衣替えの期間を設けないので、下記の制服を、季節・気候・体調等に合わせ、自分で考え組み合わせて着用する。ただし、フォーマル指定日には、フォーマルウェアを着用する。なおフォーマルウェアとは、学校指定の冬服又は夏服と紺色ソックス及び校章（冬服の場合）とし、髪が肩より長い生徒は一つ結びとする。（制服の着こなし図 ページ末）
- フォーマル指定日：入学式、卒業式、各学期の始業式・終業式、式典、その他指示があった日。
- フォーマルの期間：4/1～5/31・10/1～3/31 の期間は冬服、6/1～9/30 の期間は夏服とする。
- 冬・夏服での組合せは自由とするが、併用は禁止する。

本校の制服は、以下の通りとする。

冬 服（学校指定）	〔男子〕 ブレザー・スラックス・シャツ（長袖・ロゴマーク入）・ネクタイ 〔女子〕 ブレザー・スカート・スラックス・シャツ（長袖・ロゴマーク入）・リボン・ネクタイ
夏 服（学校指定）	〔男子〕 スラックス・シャツ（半袖・ロゴマーク入） 〔女子〕 スカート・スラックス・シャツ（半袖・ロゴマーク入） ※スラックスを履く女子生徒は男子用のシャツを着用してもよい。
セーター（学校指定） ベスト（学校指定）	〔男女〕 ホワイト・グレー（選択）
ソックス（学校指定）	〔男女〕 紺・白色（ロゴマーク入）
防寒着	〔男女〕 無地で、黒・紺・茶・グレーの色指定。スタイルについては特に指定しないが、事前に生徒指導課の許可を得ること。 ※校舎内での着用は認めない。 ※パーカー、スタジャンは禁止。また極端に丈が短いものは禁止。
マフラー	〔男女〕 華美でないもの。※校舎内での着用は認めない。
校 章	〔男女〕 冬服については、コサージュタイプの胸章をつける。
通学靴	〔男女〕 黒または茶の革（又は合成）靴を使用する。
通学バッグ	自由とするが、学校生活において機能的で華美でないもの。

2 頭髪・化粧・装飾品等

- (1) 頭髪については、常に整髪（ワックス等の使用は禁止）し清潔に心がけるとともに、奇抜な髪型は行わず、本校生としての品位を保つこと。また、染髪やパーマ等、人工的に手を加えないこと。例外として、縮毛が極端な場合は矯正を認めるが、その影響で髪が赤くなった場合は、改善すること。前髪は目にかからないこと。
- (2) 髪が肩より長い場合は、フォーマル指定日や集会時、授業の内容により結髪すること。
- (3) 化粧・アイプチ・ピアス・カラーコンタクト、その他不必要な装飾品については禁止する。
- (4) 眉毛は清潔感を保ち、整える程度とする。

3 校内生活

- (1) 朝はゆとりをもって登校するよう心がけ、放課後は19時30分までには下校すること。学校行事や部活動などの活動については、責任教師監督の下20時00分までに完全下校とする。
- (2) 登校後の外出・早退はホームルーム担任等に届け、許可を受ける。
- (3) 生徒相互間の金銭・物品の貸借及び物品の売買は行わない。
- (4) トランプやゲーム等の娯楽品、漫画・雑誌の類を校内に持ち込むことは禁止する。
- (5) 携帯電話・スマートフォン等の校内での使用は厳禁とする。校内では、電源を切り通学バッグ等に収納すること。
- (6) 校内は公共の場であるので、校舎や器物を大切に扱うなどルールやマナーを守り、他人に迷惑をかけること。
- (7) ホームルームや授業に遅刻しないことはもとより、集会の際なども所定の時間に遅れないようにし、全員で協調し運営に協力しなければならない。
- (8) 職員室などへの入退室の際には、大きな声で挨拶をするなど、マナーを守る。
- (9) 自分の持ち物にはきちんと記名をするなど、自他のけじめをつけ、自己管理を徹底する。特に貴重品については、校内への持ち込みをできるだけ避け、やむを得ない場合にはロッカーを利用し、自己管理を徹底すること。

4 校外生活

- (1) ありあけ新世生としての誇りと品位を持ち、校名を傷つけることのないようにする。
- (2) 常に、社会生活を営むために守るべき社会規範を尊重した言動を行うこと。
- (3) 夜間外出や外泊は必ず保護者の許可を受けること。やむを得ず外出しなければならない時は、22時00分までに帰宅すること。
- (4) アルバイトは原則禁止とする。家庭の事情等がある場合は、保護者がホームルーム担任へ相談すること。
- (5) 保護者や職員の引率なしで宿泊を伴う旅行・キャンプ・登山・合宿等を行う場合は、必ずホームルーム担任を通じて学校に届けを出して、承認を得ること。

5 通学上の注意

- (1) 登下校時は、交通ルールを遵守し、自他共に生命の安全を確保するとともに、本校生徒としての自覚を持ち、制服を正しく着用し、責任ある行動をとること。
- (2) 時間厳守のため、常に余裕をもって登校する。
- (3) 電車・バスの乗り降りは、マナーを守って安全に心がけること。駅・停留所・車内等では、節度ある行動をとり、公衆道徳を守ること。
- (4) 自転車通学者は、学校の許可を受け登録すること。また、規定のステッカーを自転車に貼付し、登校時は所定の場所に駐輪し、必ず施錠すること。なお、自転車整備と自転車保険加入、レインコートを持していることを許可の条件とする。また、ヘルメットの着用を推奨する。
- (5) 交通規則を遵守し、自他の安全のため1列で走行し、2人乗りや夜間の無灯火走行をしない。
- (6) 雨天時に自転車通学をする者は、レインコートを必ず着用し、傘さし運転をしない。
- (7) バイク通学は、原則として認めない。但し、特別の事情により校長がバイク通学を許可した場合には、交通ルールに則り安全運転に心がけること。
- (8) 通学中だけに限らず、歩きスマホ、自転車走行中のスマホ利用（音楽を聴きながらの運転等）は厳禁とする。